

告 発 状

2020（令和2）年1月14日

東京地方検察庁 検察官 殿

告発人

別紙告発人ら目録記載の上脇博之含む13名

告発人ら代理人

別紙告発人ら代理人目録記載の51名共同代表

弁 護 士 阪 口 徳 雄

弁 護 士 澤 藤 統一郎

弁 護 士 徳 井 義 幸

〒100-0014 東京都千代田区永田町2丁目3-1

被告発人 安 倍 晋 三

第1 告発の趣旨

被告発人安倍晋三の下記の告発事実に記載の所為は、刑法第247条背任罪に該当すると思料しますので、捜査のうえ厳重に処罰されたく告発いたします。

記

1 告発事実

被告発人は、2015年（平成27年）から2019年（平成31年）まで、内閣総理大臣の地位にあって、下記「会開催日」記載の各年月日に、新宿御苑（東京都新宿区内藤町11所在）における「桜を見る会」の主催者として、国の事務である「桜を見る会」に関する業務全般を統括・管理し、いずれの会においても予算額として定められた金1766万6000円の範囲で、内閣官

房及び内閣府が定める各年の「桜を見る会」開催要領に基づき、「皇族、元皇族、各国大公使等、衆参両院議長及び副議長、最高裁長官、国务大臣、副大臣及び大臣政務官、国会議員、認証官、事務次官及び局長などの一部、都道府県の知事及び議会の議長などの一部、その他各界の代表者等」として制限列举され合計約1万名と定められていたのであるから、招待者を上記開催要領に従い適正かつ慎重に厳選し、国家財政にいたずらに損害を与えることのないよう当該予算の範囲内で合計約1万名の招待者枠を厳守して当該事務を遂行すべき任務を有するところ、その任務に違背し、主催者であることを奇貨として、自己が主宰する後援会員、自己が所属する与党議員、妻の安倍昭恵夫人などの利益をはかる目的で、招待者枠を恣に大幅に拡大して多数招待して参加させ、しかも後援会が配布する招待状には知人、友人であれば誰でも「コピーして参加出来るよう」安倍後援会の桜を見る会の参加申し込み用紙を大量に配布する等して、下記「会開催日」記載の年月日とおりの各「参加者」記載の通り、約1万5000人ないし約1万8200人も開催要項に決められた人数を大幅に超過した人数を招待して参加させ、その為の飲食代金等を国に各「支出額」記載の通り支出せしめ、もって国に各「予算超過金額」記載の財産上の損害を各「会開催日」記載の各年月に与えたものである。

記

会開催日	参加者	予算額	支出額	予算超過額
2015年4月18日	約15000人	¥17,666,000	¥38,417,000	¥20,071,000
2016年4月09日	約16000人	¥17,666,000	¥46,391,000	¥28,725,000
2017/年4月15日	約16500人	¥17,666,000	¥47,250,000	¥29,584,000
2018年4月21日	約17500人	¥17,666,000	¥52,290,000	¥34,624,000
2019年4月13日	約18200人	¥17,666,000	¥55,187,000	¥37,521,000

2 罪名及び罰条

背任罪、刑法第247条

第2 告発の理由

1. はじめに

被告発人安倍晋三は、2012（平成24）年12月第二次安倍内閣の組閣以来、四次にわたり内閣を組閣し、既に7年余りの長期間にわたってその政権を組織してきた。昨年11月20日には、内閣総理大臣としての在任日数は2,887日となり、憲政史上最長となっている。この間、森友学園事件、加計学園事件を通じて、「国政の私物化」の強い疑惑をもたれ、国民の強い批判にさらされながらも、自己に関する事実に関しては全て否定し、官僚達はその意向を忖度して、関係証拠を隠匿、隠蔽等するなどして説明責任を果たさず長期政権が維持、存続されてきた。

今回発覚した「桜を見る会」の「私物化」は、この政権の長期化に伴うモラル・ハザードが治癒しがたい事態にまで立ち至っていることを示すものであり、安倍内閣は、国会内やマスコミの追及の前に早くも来年度の「桜を見る会」の開催の中止を発表したが、単なる中止によってモラルハザードは治癒するものではなく、真相の解明と法的責任の明確化によってのみ治癒するものである。

本件告発は、そのことを念願してなされたものである。

2. 「桜を見る会」の概要

(1) この会は、皇族、元皇族、各国大使等、衆議院議長と参議院議長及び両院副議長、最高裁判所長官、国務大臣、副大臣及び大臣政務官、国会議員、認証官、事務次官等及び局長等の一部、都道府県の知事及び議会の議長等の一部、その他各界の代表者等、計約1万人が招待され（甲1）、酒類や菓子、食事が振る舞われる公的行事であり、招待客の飲食費や新宿御苑の入園料は無料であり、これらの費用は税金から拠出される。安倍内閣は「内閣総理大臣が各界において功績、功労のあった方々を招き、日頃の御苦勞を慰勞するとともに、親しく懇談する内閣の公的行事として開催している

ものであり、意義のあるものと考えている」と答弁している。

(2) この会は内閣総理大臣が主催するが、招待客の選定は各府省庁からの意見を踏まえて内閣官房と内閣府が最終的にとりまとめる（招待者名簿の作成、推薦者名簿の作成）とされるが、実態として、与党国会議員に推薦枠が割り振られているとも言われ、「桜を見る会」の案内状の発送は内閣府が一括し、必ず招待客一人ひとりに宛てて送付を行うとされている。芸能人やスポーツ選手が多数参加する様子が毎年メディアで取り上げられており、テレビ報道でその様子を見たことのある国民も多い。

(3) 「桜を見る会」の前身として「観桜会」が戦前にはあった。この観桜会は1881（明治14）年に吹上御所で「観桜御宴」が行われたのを前史とし、1883（明治16）年から1916（大正5）年までは浜離宮、1917（大正6）年から1938（昭和13）年までは新宿御苑に会場を移し、いずれも国際親善を目的として天皇主催の皇室行事として開催されていた。戦後この観桜会を復活させる形で1952（昭和27）年に吉田茂が総理大臣主催の会として始めたのが「桜を見る会」であるとされている。

由緒ある「桜を見る会」を私利私欲のために汚れた行事としているのが被告発人安倍晋三である。

3. 第二次安倍内閣の下での「桜を見る会」の異常な肥大化

(1) 戦後の「桜を見る会」は吉田茂によって、内閣総理大臣が主催する公的行事として開催されてきたが、第二次安倍内閣が登場するまでの「桜を見る会」は、その招待客数は計約10,000人前後であり、その予算の規模は1700万円台で、その支出も予算額程度であったと思われる。

回次	開催日	首相	出席者数
51	2004/4/17	小泉純一郎	約8000人
52	2005/4/9	小泉純一郎	約8700人

53	2006/4/15	小泉純一郎	約 11000 人
54	2007/4/14	安倍晋三	約 11000 人
55	2008/4/12	福田康夫	約 10000 人
56	2009/4/18	麻生太郎	約 11000 人
57	2010/4/17	鳩山由紀夫	約 10000 人

(2) ところが、第二次安倍内閣成立後に開催された「桜を見る会」の招待者数と支出額は以下のとおりで、明らかに異常な肥大化を遂げてきた。

回次	開催日	首相	招待数	出席者数	予算額	支出額
58	2013/4/20	安倍晋三	調査出来ず	約 12000 人	¥17,180,000	調査出来ず
59	2014/4/12	安倍晋三	約 12800 人	約 14000 人	¥17,666,000	¥30,053,000
60	2015/4/18	安倍晋三	約 13600 人	約 15000 人	¥17,666,000	¥38,417,000
61	2016/4/9	安倍晋三	約 13600 人	約 16000 人	¥17,666,000	¥46,391,000
62	2017/4/15	安倍晋三	約 13900 人	約 16500 人	¥17,666,000	¥47,250,000
63	2018/4/21	安倍晋三	約 15900 人	約 17500 人	¥17,666,000	¥52,290,000
64	2019/4/13	安倍晋三	約 15400 人	約 18200 人	¥17,660,000	¥55,187,000

第二次安倍内閣になって以降の招待者数は、従来の約 10,000 名前後から 2019 年 4 月の「桜を見る会」では 15,400 名に、また出席者数は招待者数を大幅に上回り約 18,200 名に、経費の支出額も予算額の 1766 万 6000 円の 3 倍を超える 5518 万 7000 円にまでも拡大して肥大化したのである。

この規模の拡大・肥大化の原因は、与党議員への推薦枠の拡大等だけではない。「安倍事務所」が桜を見る会への参加者への申込書に『参加される方はご家族(同居人を含む)、知人、友人の場合は別途用紙でお申し込み下さい(コピーしてご利用下さい)』と招待者を自らの後援会の会員に拡大するだけでなく、無原則にその「知人、友人」の場合でも参加申し込みを認め、しかも申し込み用紙を「コピー」でも良いとした事に起因すると思われる。

(3) 安倍晋三による自身の後援会会員850名余りが招待されたと報道されているが、真実は、それ以外に安倍事務所の後援会会員の「知人、友人」が申し込み用紙をコピーして参加申し込みしている者が、大幅に参加して増えたと思われる。

4. 「あべ晋三後援会」会員の「桜を見る会」への招待の実態

(1) 参議院議員田村智子は、この問題を昨年11月8日の国会質問で取り上げ、その実態を以下の如く告発している(甲2)。

「安倍首相の地元後援会のみなさんを多数招待している」が「友田(有・山口)県議、後援会女性部はどういう功労が認められたのか」などと指摘して開催要項の定める招待者の範囲外の後援会員を選定しているとして、批判した。これに対し大塚幸寛内閣府大臣官房長は「具体的な招待者の推薦にかかる書類は、保存期間1年未満の文書として廃棄している」と述べ、被告発人安倍晋三は「各界で功績、功労のあった方々を招いて開催している。地元には自治会やPTAなどの役員をしている方々もいるので、後援会の方々と重複することも当然ある」と述べた。安倍総理の地元の自治会やPTA役員などが各界の功労者、代表者であるとは到底言い難いものである。そして、この「招待者名簿」は既に廃棄されたとされるが、廃棄は宮本徹衆議院議員よりの資料提出要求のあった昨2019年5月9日当日であったことも発覚している。都合の悪い「招待者名簿」の隠蔽工作と言わざるを得ない(甲3)。

現に各省庁の推薦者名簿は保存されていたのであり、いわゆる政治家枠のもののみが破棄されていた(甲4)。

また、田村議員は「安倍事務所に申し込んだら、内閣府から招待状がきた」という下関の後援会員の証言があると指摘し、「税金の私物化が行われている」と指摘している。さらに、開催前日の後援会員との懇親会に被告発人安倍晋三の妻である安倍昭恵が出席している事を指摘し、「(桜を見る

会が)まさに首相の後援会の一大行事になっている」と指摘している。これらのことから野党議員がこれが「事実だとすれば、内閣総理大臣がその地位を利用して個人の後援会活動にそれを利用していたこと。いわば税金で主催するこの国の公的行事で接待していたと受け取られかねない事案だ」と述べているのは当然のことである。

さらに、自由民主党の若林健太元参議院議員はブログで「大臣政務官(在職当時)としてご招待出来る枠を数件頂いたので、後援会役員の方に声を掛けさせて頂いた」「私が許された枠は5組だけ。お世話になっている地元関係者へご案内を申しあげている」と自身の権限で招待したと述べているのである。各界での功績・功労の有無とは無関係に政治家の後援会員へのサービス行事として悪用されている事態を示している。

(2) 具体的に見れば、「あべ晋三後援会」は、この「桜を見る会」への後援会員の招待を前日の都内の有名ホテルで開催される前夜祭と称するパーティーへの参加と一体として取り組んでいることも判明しており、この点からも開催要領が招待者の範囲としている各界の功労者・代表者とは無縁の人を自己の後援会会員を招待していることが明白である。

すなわち、安倍晋三事務所が事務所名で『桜を見る会』のご案内」と題する文書を後援会員に配布し案内したうえ、「出席を希望される方は、2月20日までに別紙申込書に必要な事項をご記入のうえ、安倍事務所または担当者までご連絡ください」との文書を発行し、この文書では前日にホテルニューオータニで関係される「あべ晋三後援会主催前日夕食会」の開催案内をセットで実施していることも明白である(甲5)。

さらに安倍事務所は「内閣府主催『桜を見る会』参加申し込み書」(甲6)、『桜を見る会』について(ご連絡)」(甲7)、『桜を見る会』アンケート(4月12日～4月13日)」(甲8)、『桜を見る会「懇親会」についてのお知らせ」(甲9)、『桜を見る会注意点」(甲10)の各文書を後援会員に配布して、『桜を見る会』への参加を案内しているが、これらの文書の記載

よりして、「あべ晋三後援会」の主催する後援会行事であるホテルニューオータニで開催される前夜祭やその前に実施されるA、B、Cの三つのコースに分かれた安倍事務所ツアーと内閣総理大臣安倍晋三の主催する「桜を見る会」とは完全にセットになっており、後援会行事と「桜を見る会」は完全に一体化していることが判明する。

また、安倍晋三事務所自身が内閣総理大臣安倍晋三の主催する「桜を見る会」への参加申込をその後援会に配布して、募集しており、「各界の代表者」には該当しない人を開催要領に違反して招待者としていることも歴然としているものである。すなわち、この申込書では「桜を見る会」への参加資格を問題とすることが全くないことが前提となっているのである。

- (3) そして、被告発人安倍晋三は、11月20日開催された参議院本会議において、「私自身も事務所から相談を受ければ推薦者についての意見を言うこともあった」として、招待者の選定に直接自ら関与したことを認めた。また当日の国会審議においては、招待者の内訳について各省庁推薦の各界功労者・大使などが6000人、自民党関係者が6000人、官房長官や副総理が1000人、安倍首相よりの推薦が1000人でその中には総理夫人の昭恵氏の推薦分まで含まれていたことが明らかにされている（甲11）。

森友学園事件において総理夫人昭恵氏の関与が重大な疑惑となったが、今日の「桜を見る会」をめぐる問題においても同夫人の関与が明らかにされたのである。同夫人は、私人であると内閣は位置付けており、何ゆえに私人が総理大臣主催の公的行事の招待者を推薦することができるのか、被告発人安倍晋三のモラル・ハザードと「国政の私物化」はここまでの腐敗に至っているのである。

- (4) 以上の通り、被告発人安倍晋三は「桜を見る会」という内閣総理大臣が主催する公的行事への招待を自己の後援会行事と一体化して実施し、開催要領にも明白に反する招待者の選定などの任務違背のあることは歴然としているものである。

5. 背任罪の構成要件該当性

(1) 背任罪について

刑法第247条は、「他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えた」ことを背任罪の構成要件とし、「5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」と法定刑を定める。

以下に、本件に即して、背任罪の構成要件としての「主体」「図利加害目的」「任務違背」「財産上の損害」について、略述する。

(2) 主体

背任罪は身分犯であって、その主体は、「他人のためにその事務を処理する者」である。憲法第15条に基づき、「全体の奉仕者」として公共の利益のために職務を行うべき公務員が、身分犯としての背任罪の主体となり得ることは判例通説の認めるところである。内閣総理大臣の職にある者においてはなお当然というべきで、この点に疑問の余地はない。

本件の場合、「他人」とは国であって、被告発人は、各年の「桜を見る会」の主催者である。同「会」の遂行に関する一切の事務について国の利益のために適切に企画し実行すべき立場にある者として、構成要件における「他人のためにその事務を処理する者」に当たる。

(3) 図利加害目的

背任罪は目的犯であって、「自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的」が必要とされる。本件の場合は、「自己若しくは第三者の利益を図る」図利の目的が明白なので、「本人（国）に損害を加える」積極的な加害の目的の有無は問題とならない。被告発人自身の利益、ならびに第三者である被告発人の妻・被告発人の政治的後援会員・被告発人と所属政党を同じくする国会議員らの利益をはかる目的があつての任務違背であることは、自明のことというべきである。

(4) 任務違背

背任罪の本質は背信であると説かれる。被告発人の国に対する任務に違背する行為が、構成要件上の犯罪行為である。当該任務は、「法令、予算、通達、定款、内規、契約等」を根拠とする。その根拠にもとづく「任務に反する行為でその行為が、国に財産的損害を生ぜしめる性質のものである限り原則的に任務違背が成立する。」(西田典之著『刑法各論第6版』258頁など)

被告発人は内閣府の長として、本件各「桜を見る会」を企画し実施して必要な経費を支出するに当たっては、「桜を見る会開催要領」(甲1)と予め定められた歳出予算額とを遵守すべき義務を負っていたものである。

歳出予算は拘束力を持ち、いわゆる「超過支出禁止の原則」にしたがって、予算計上額を上回って超過支出することが禁止され、予算外支出も認められない。「会計年度独立の原則」にしたがって、それぞれの会計年度の支出は、その会計年度の収入によって賄われなければならないという原則も予算の拘束力を示す一例である。

にもかかわらず、被告発人は、前記の通り「桜を見る会開催要領」をまったく無視して、招待者の範囲を恣に拡大し、約1万名と限定されていた範囲を大幅に逸脱して無原則に招待者を拡大し、予算の制約を大幅に超えて費用を支出した点において、その任務に違背したものである。

(5) 国の財産的損害

被告発人は、総理大臣になって以来、前記の通り毎年「桜を見る会」への招待者数を増やし、国に予算を超過する支出を余儀なくさせて、毎年前記各予算超過額に相当する損害を生じせしめた。その金額の総計は、1億5121万5000円にも及ぶものである。

記

年月日	予算額	支出額	予算超過額	予算超過額
-----	-----	-----	-------	-------

			(国の損害額)	(時効を考慮)
2014年4月12日	1766・6万円	3005・3万円	1238・7万円	時効
2015年4月18日	1766・6万円	3841・7万円	2075・1万円	2075・1万円
2016年4月 9日	1766・6万円	4639・1万円	2872・5万円	2872・5万円
2017年4月15日	1766・6万円	4725・0万円	2958・4万円	2958・4万円
2018年4月21日	1766・6万円	5229・0万円	3462・4万円	3462・4万円
2019年4月13日	1766・6万円	5518・7万円	3752・1万円	3752・1万円
予算超過総計			1億6360・2万円	1億5121・5万円

6 結論

以上のとおり、被告発人の行為が背任に該当することは明らかと言わねばならない。しかも、国が支出を余儀なくされた超過支出金額の大半は、「桜を見る会」に本来参加すべき資格なき者に提供された飲食費等としてのもので、被告発人は、本来自らが主宰する後援会が負担すべき支出を国費で賄ったという点において、総理大臣の職務の廉潔性を汚したものである。さらには、公職選挙法や政治資金規正法が重要な理念とする政治に関するカネの流れの透明性を侵害し、総理大臣としての職権を濫用して国政を私物化したと弾劾されるべき行為でもある。議会制民主主義擁護の観点から到底看過し得ない。

この被告発人の長年にわたる国政私物化と、忖度にまみれた安倍内閣のモラルハザードを一掃するには、御庁の巨悪を逃さない強い決意による捜査権限発動が不可欠である。

告発人らは、広範な国民の世論を代表して、本件告発に及んだ。御庁にあっては事案の真相を徹底して解明したうえで、被告発人に対する厳正な処罰をされるよう、強く求めるものである。

証拠目録

1の1. 甲1の1 「桜を見る会」開催要領（平成24年2月28日付）

- 1の2. 甲1の2 「桜を見る会」開催要領（平成31年1月25日付）
2. 甲2 しんぶん赤旗日曜版 2019年11月17日
3. 甲3 朝日新聞 2019年11月21日
4. 甲4 しんぶん赤旗 2019年11月23日
5. 甲5 「桜を見る会」のご案内 平成31年2月吉日 安倍晋三事務所
6. 甲6 「内閣府主催『桜を見る会』参加申し込み書」 あべ事務所
7. 甲7 『桜を見る会』について（ご連絡）
平成31年2月吉日 あべ晋三事務所
8. 甲8 『桜を見る会』アンケート（4月12日～4月13日）
あべ事務所
9. 甲9 「桜を見る会「懇親会」についてのお知らせ」
平成31年3月吉日 安倍晋三事務所
10. 甲10 「桜を見る会注意点」
11. 甲11 朝日新聞記事 2019年11月2日

添付書類

- 1 甲各号証写し 各1通
- 2 委任状 13通